

埴町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
		千円	千円	千円	%	%
24年度	9,621人	5,972,766	299,434	893,330	14.95	10.65

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
24年度	96	364,175	53,198	131,024	548,397

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当たり 給与費
千円	千円
5,712	5,608

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

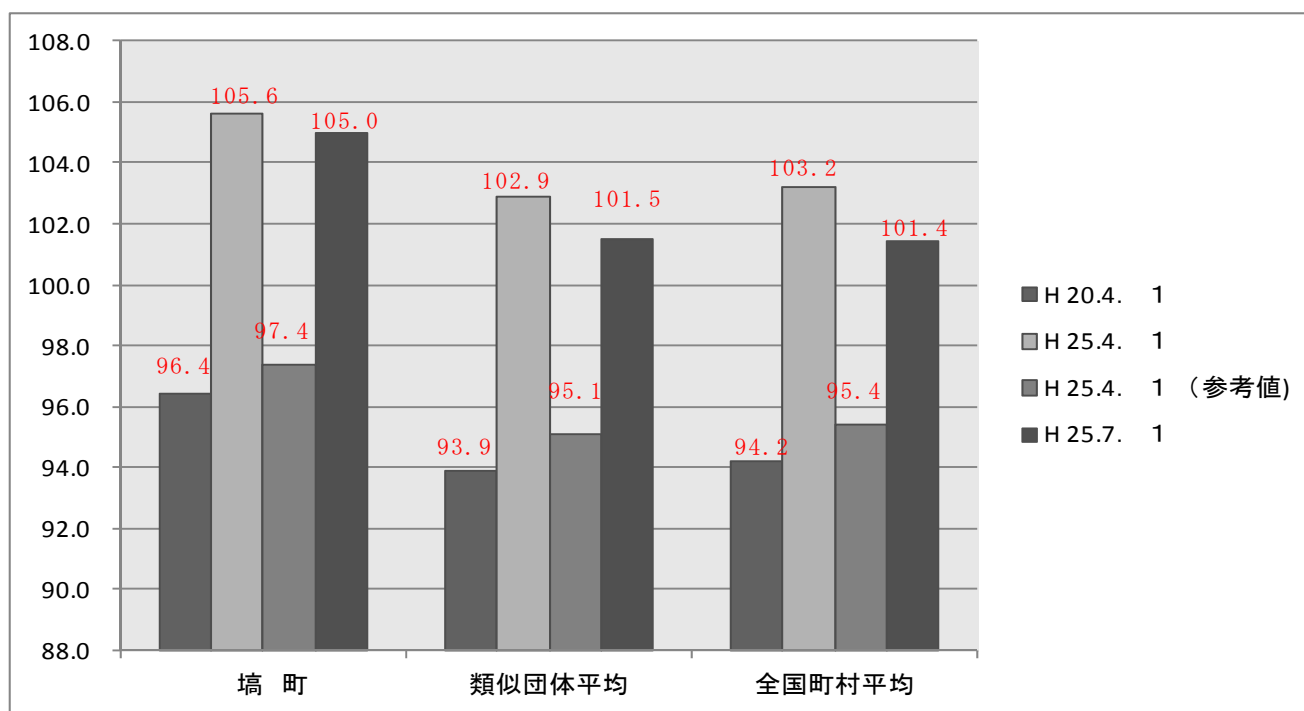
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年10月1日～平成26年2月28日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【H25.4.1ラスパイレス指数/参考値/減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】 ●行政職給与表1級、2級：▲4.77%を減額、行政職給与表3級～6級：▲7.77%を減額 ●平成25年4月1日現在ラスパイレス指数：105.6 ●平成25年4月1日現在ラスパイレス指数（参考値）：97.4 ●平成25年10月1日現在ラスパイレス指数：97.1	

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	382,390円	377,386円	5,004円	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	3.91月	3.9月	0.01月	—	3.9月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
埴町	42.8歳	325,443円	375,894円	353,935円
福島県	43.2歳	338,300円	419,966円	367,674円
国	43.1歳	307,220(332,446)円	—	376,257(405,463)円
類似団体	42.6歳	313,668円	355,898円	343,403円

② 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
埴町	41.0歳	305,583円	330,342円
福島県	47.0歳	406,100円	446,243円
類似団体	41.7歳	296,083円	315,316円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		埴町	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円	163,987(172,200)円
	高校卒	142,500円	146,900円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	—円	144,500円	—円
	中学卒	—円	136,100円	—円
教育職 (小中学校)	大学卒	—円	203,100円	—円
	高校卒	—円	157,500円	—円
警察職	大学卒	—円	208,000円	190,460(200,000)円
	高校卒	—円	167,500円	153,797(161,500)円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

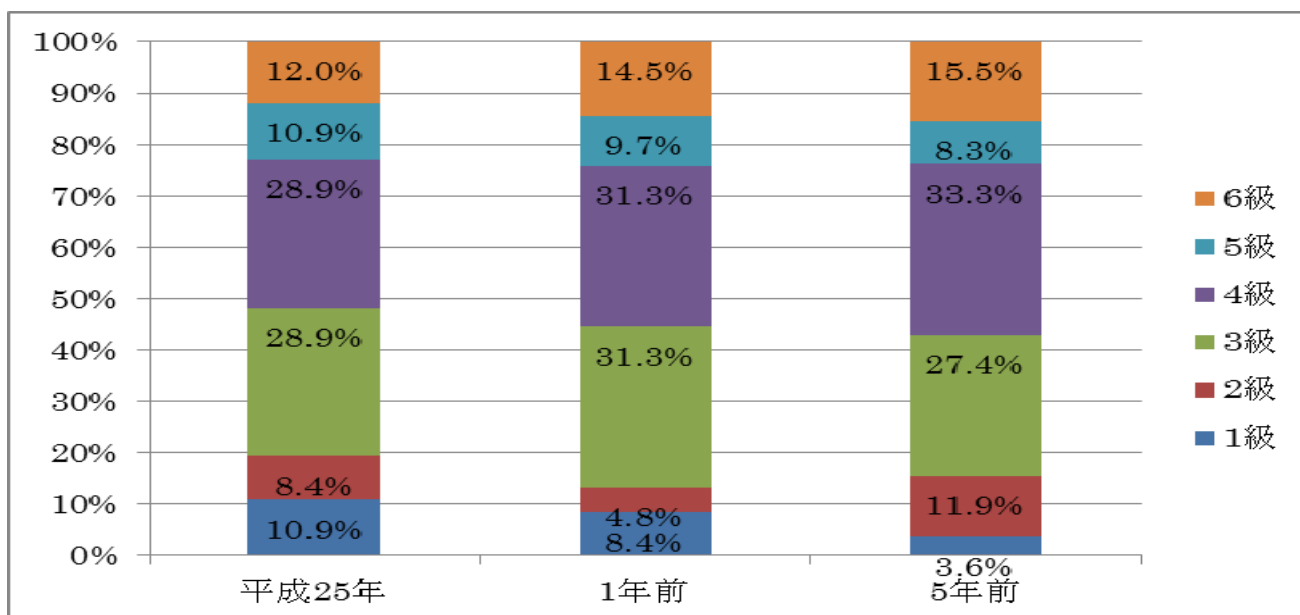
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	244,700円	293,200円	327,600円
	高校卒	208,800円	244,700円	293,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	9人	10.9%	137,900円	247,900円
2級	主任主事	7人	8.4%	188,900円	313,700円
3級	主査	24人	28.9%	226,700円	361,500円
4級	副主幹・主任主査	24人	28.9%	266,400円	396,000円
5級	課長補佐	9人	10.9%	294,300円	410,900円
6級	課長	10人	12.0%	326,200円	438,400円

- (注) 1 埴町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

埴 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,428千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,638千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15% 管理職加算 無	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

--

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

埴 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 23,491千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)	— 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	— 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	— %			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価
行路死病人取扱手当	行路死病人業務に従事した職員	行路死病人取扱業務	— 千円	日額5,000円
防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業取扱業務	— 千円	1件当たり500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	17,616千円
職員1人当たり平均支給年額（24年決算）	367千円
支給実績（23年度決算）	17,760千円
職員1人当たり平均支給年額（23年決算）	312千円

(6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度実績)	支給職員1人 当たり平均支給 年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円等	同じ	—	11,496千円	179,625円
住居手当	借家等に居住している職員 (月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る) (支給額) 借家等:(家賃-20,500円) ×1/2 + 11,000円 上限27,000円	一部異なる	月額9,500円を超える家賃を支払っている	2,582千円	258,200円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員に支給(支給額) 交通用具使用:通勤距離に応じた額(上限45,800円)	一部異なる	運賃等相当額が55,000円超の場合、越える額の1/2を加算	3,747千円	54,304円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職に応じ定額で支給	同じ	—	14,669千円	293,380円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額	同じ	—	127千円	9,366円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 町 村 長	780,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 807,500円/363,200円	
	副 市 町 村 長	624,000 円 () 円	670,000円/365,000円	
報 酬	議 長	272,000 円 () 円	364,000円/220,000円	
	副 議 長	206,000 円 () 円	285,000円/168,100円	
	議 員	188,000 円 () 円	263,000円/135,800円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(25年度支給割合)		
	副 市 町 村 長	2.9 月分		
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.9 月分		
備 考	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	給与月額×在職月数×支給率(48/100)	17,971,200 円	任期ごと
		給与月額×在職月数×支給率(29/100)	8,686,080 円	任期ごと
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

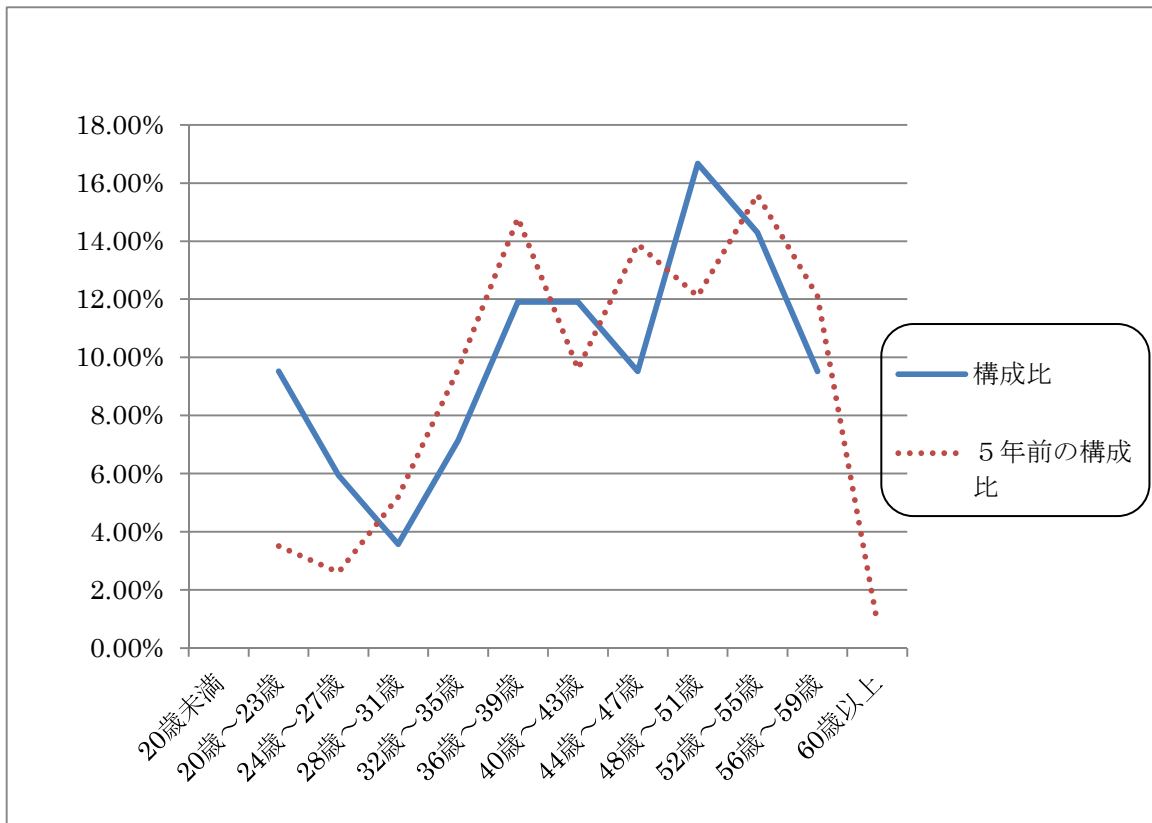
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計	議 会	1	1			
	一 般 行 政 部 門	総 務	29	29		
		税 務	6	7	1	
		民 生	6	7	1	
		衛 生	6	6		
農 林 水 産		5	5			
商 工		3	3			
	土 木	10	10			
	計	66	68	2		
部 門	教 育 部 門	28	28			
	消 防 部 門					
	小 計	94	96	2		
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	5	5			
	下 水 道	4	3	-1		
	そ の 他	8	8			
	小 計	17	16	-1		
合 計		111	112	2		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	8	5	3	6	10	10	8	14	12	8		人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	77	73	69	67	68	68	(%)
教育	26	26	24	26	29	28	(%)
消防							(%)
普通会計計	103	99	93	93	94	96	(%)
公営企業等会計計	16	16	17	17	17	16	(%)
総合計	119	115	110	110	111	112	(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 205,018	千円 17,607	千円 15,911	% 7.7	% 7.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 5	千円 20,757	千円 1,549	千円 7,104	千円 29,410	千円 5,882	千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
埴町	42.7歳	320,960円	円
工業用水道事業(福島県)	52.1歳	390,082円	593,805円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア(1) 期末手当・勤勉手当

埴町（上水道事業）	福島県（工業用水道事業）
1人当たり平均支給額(24年度) 1,420千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,721千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 ()月分 ()月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15% 管理職加算 無	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

埴町（上水道事業）			福島県（工業用水道事業）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
			— 千円 25,858千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	369千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	123千円
支給実績（平成23年度決算）	193千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	49千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。